

南アルプス市山梨県北岳山荘

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

一部業務受託者：特定非営利活動法人芦安ファンクラブ

【営業について】

① 営業内容

- 宿泊・テント泊ともに、完全予約制（予約システムによる管理）で営業する。

② 営業期間

- 6月15日(火)～11月3日(水)

【3密の回避】

① 小屋内の換気(密閉の回避)

- 小屋の出入り口、食堂、居室の窓や扉を適宜開放し換気を行う。
- 天候良好時の日中は正面玄関及び食堂・客室の窓を開放し空気の循環に努める。

② 施設内の混雑の緩和(密集の回避)

- 宿泊利用人数定員を70名とする（通常利用人数定員150名の50%以下に制限）。
- テント泊利用人数定員を40名とする（通常利用人数定員80名の50%以下に制限）。

③ 人と人の距離の確保(密接の回避)

- 宿泊受付は代表者のみの対応とし、パーティション越しでマスク着用にて行う。
- 食堂のテーブルには飛沫防止の亚克力板を設置し、着席できる人数に制限を設ける（テーブルは通常利用人数の50%以下に制限）。
- 売店はパーティション越しでマスク着用にて対応し、並ぶ場合は2メートル空けて並ぶ。
- 居室はパーティションを設置する。
- 近距離での会話や発声をしない。

【その他の感染防止対策】

④ マスクの着用

- マスクの着用について従業員が厳守するとともに利用者にも周知する。
- 施設内のマスク着用を徹底し、していない利用者には販売し着用してもらうようにする。

⑤ 手洗い手指消毒

- 出入口に消毒を置き、室内へ入場時に手指消毒を促す。
- 従業員は業務開始時、備品を触る前、触った後などに手指消毒を実施する。
- 従業員、利用者共に、トイレ前後、食品類に触れる前は石鹸を使用し確実に手洗いと消毒を実施する。

⑥ 体調確認・検温

- 従業員に対して業務開始前に検温、体調確認を行う（微熱、軽度であっても喉の痛み、咳などの風邪症状がある場合、下痢、嘔吐などがある場合など、体調不良者は出勤を停止する）。
- 利用者に対して入山前に体温、体調確認を実施してもらい（微熱、軽度であっても喉の痛み、咳などの風邪症状がある場合、下痢、嘔吐などがある場合など、体調不良者は入山を断る）、滞在が2日以上になる場合は毎日体調確認と検温を実施する。
- 利用者に対して、予約システムにおける名前・住所・電話番号の記入を義務づけ、個人情報を保管する（感染症追跡調査のため）。
- 感染が疑われる症状がある利用者は他の利用者と隔離し、屋外の仮設トイレを専用使用とする。

⑦ トイレの衛生管理

- スイッチ、便座、蓋、洗浄レバー、ドアノブ、蛇口は定期的に清拭消毒を行う。
- トイレの蓋を閉めて汚物を流す。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- 食堂は利用人数と使用時間に制限を設ける（通常利用人数の 50%以下に制限）。
- 共同で利用出来る雑誌、本類の利用時はマスク着用の上、手指消毒を徹底するように協力を求め、掲示物などでも注意喚起する。
- 従業員は配膳下膳時に手袋を着用する。

⑨ 喫煙スペースの使用制限

- 他の喫煙者とは 2メートル以上離れ、呼吸を人に向かって吹きかけない。
- 吸い殻は各自で処理し、他人の吸い殻に触れない。

⑩ 清掃・消毒

- 共同で使用し、高頻度に接触する部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、PC キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、保温・冷水ポット、窓など)はマイペットを用いて定期的に清拭消毒する。
- 利用者のゴミは全て利用者が持ち帰るものとする。
- 売店販売品のゴミは受け口の狭い専用ゴミ箱を設置し、従業員はゴミ処理時には必ず手袋・マスクを着用する。

⑪ 食事の配膳について

- 全て一人分ずつ個別に盛り付けて提供する。みそ汁やご飯も従業員が配膳し、お代わりの対応は従業員で行う。
- 下膳は従業員が行うものとし、不特定の人の流れを抑制する。
- 配膳・下膳時には従業員は手袋・マスクを着用する。

⑫ 寝具の取り扱いについて

- 寝具は敷布団のみビニールをかけた状態で提供し、使用の都度、清拭消毒する。
- 掛け布団や枕の提供は行わない。

- 掛け布団等をやむを得ず貸し出した場合は、二週間乾燥処理し他の寝具と隔離する。

【その他注意点等】

⑬ チェックリストの作成と確認

- 清掃、消毒の頻度、人と人との間隔の空け方などを定めたチェックリストを作成し、毎日の確認、記載をし、月例報告とともに提出する。

⑭ 健康管理表の作成と確認

- 従業員の健康管理表を作成し、入山日より2週間前からの体調を記入。月例報告時にチェックリストとともに提出する。

⑮ 特別警戒都道府県在住者の利用制限

- 国及び県の指針に基づき対応する。

⑯ ガイドラインの掲示

- 本ガイドラインによる感染防止対策内容を施設内に掲示し、利用者へ周知する。

作成日：令和3年6月14日

最終更新日：令和3年6月14日